区長へのメール <回答希望>

STEP1 ご意見入力

STEP3 受付完了 STEP2 内容確認



注意事項	
工心子头	
注意事項	
同意する	

件名 	シア アンフェア アンファイ アンファイン アンファ アンファイン アンアン アンファイン アンファ アンファ アンファイン アンファイン アンファイン アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンフ	収法と刑法を違反		
納税課課長	長と他3名が国税徴 	収法と刑法を違反	でする事件 	

トラブル関連資料は 深川警察署、東京地方裁判所に確認できます。事件ホームページ「https://tci-cn.github.io/」

私は2021年5月納税課へ納税猶予を相談し、猶予の手続きはできません。

11月19日突然 三菱UFJ銀行から クレジットカード未返済の電話をもらいました。10月28日江東区役所納税課から 差し押さえられることを発見しました。

12月16日(木)納税課へ相談しました。職員は「今回国税徴収法により 差し押さえしました。問題ないです。」を答えしました。国税庁ホームページを調べて 納税課の違法事実(国税徴収法)を確定しました。

12月17日(金) 再度納税課へ相談しました。職員は 「2回 殴られました。110番へ通報します。」を威嚇しました。課長は わざわざ ある職員に「今回気を付けて」を話しました。12月20日(月) 2階22番へ 告訴状提出方法を確認し、職員は 10分ほど電話で通話したら 「4階5番」を返信しました。あと二人職員と10分ぐらい 告訴目的など話したら エレベーターのロビーのサーファーに 2時間30分程度 相談しました。告訴状を受理できません。人権相談で30分ほど話し、区長室の場所を確認し、行きました。納税課職員は110番警察官に虚偽告訴をやりました。警察館は 現行犯として 私を逮捕された、二日留置、七日勾留、書類送検を経験し、最終、検察官と一緒に 当日区長室前監視カメラ録画を確認し、「課長の指示により事前用意の虚偽告訴プランをやりました。」の犯罪行為を確認しました。納税課課長と他三名公務員が公然と刑法第百七十二条虚偽告訴、第百九十三条公務員職権濫用を違反したことにより犯罪行為が成立します。この犯罪行為は日本政府の信用を損害したなので 違法者の解雇を請求します。私の精神健康は大きく傷つけられたので 別途で国家賠償を請求します。

希望回	答方	法
-----	----	---

l	大青(、				

個人情報 —————	
氏名	
姓)	_
孫	
名)	
樹斌	
	J
ふりがな	
姓)	
ソン	
L	J

ジュヒン	
 性別	
男性	
年齢 47	
郵便番号	
住所	
江東区北砂5丁目20番10-	6 0 9
電話番号	
080-4658-1518	
メールアドレス	
sunshubin@outlook.jp	

※お送りいただいた内容を、後ほど確認されたい方は、

ご自身でこの画面を印刷するなどして保存していただきますようお願いいたします。 (送信後は、お送りいただいた内容は確認できなくなります)

訂正する

この内容で送信する

区長へのメール〈回答希望〉



「区長へのメール」をお送りいただき、ありがとうございました。

注意事項 —

1. 区からの回答

ご意見を受け付けた日の翌開庁日より概ね2週間以内(年末年始等除く)に、担当課より原則として文書(郵送)にて行います。

ご意見・ご要望の内容によっては、回答までにお時間をいただく場合もございますので、 ご了承ください。

2. 回答要件

ご意見・ご要望に対して区から個別の回答を希望する場合は、

必ず「お名前(フルネーム)」「ご住所(集合住宅は部屋番号まで)」「電話番号」(以下、回答要件といいます)をご記入ください。

(回答要件は、なりすまし等を防止するとともに、公文書として確実に回答するために、必 須事項とさせていただいております。)

なお、回答要件を満たしているものでも、「誹謗・中傷、広告・宣伝、調査・アンケート、これらに類するもの」

または、「趣旨が不明なもの」は原則として回答いたしませんのであらかじめご了承ください。

3. 担当課へ送付するもの

「質問、問合せ、事務連絡、これらに類するもの」または、

「担当課との間で現に既に係属中の事案で、担当課以外では理解が困難な内容のもの」は、 担当課へお送りします。

4. ご意見の公表

いただいたご意見は、個人情報を伏せた上で区ホームページで紹介させていただくことがあります。

5. 発信者情報

ご意見をお送りいただく際にサーバーに記録される、インターネットの発信者情報(IPアドレス・ブラウザ情報等)は、

江東区個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。

法令に基づく開示請求があった場合、脅迫や業務妨害(大量のご意見の送付等)などの犯罪行為とみなされる場合、

その他特別の理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

トップページに戻る